

**令和 7 年度 埼玉・千葉・神奈川三県共同広報事業
「自動車税等解説リーフレット（マイカーと税金）」
デザインコンペティション実施要領**

1 趣旨

自動車税等の納付率の向上は、埼玉・千葉・神奈川三県共通の課題であるため、三県共同で広報を行い、効果的な実施を図るものである。

2 対象品目

自動車税等解説リーフレット（マイカーと税金）

3 作成目的

自動車に関係する税の内容や諸手続等について、県民にわかりやすく解説するため。

4 業務内容

企画から納品までの一連の業務

- (1) リーフレットの企画、デザイン、全体のレイアウト
- (2) 版下作成、印刷
- (3) 納品（埼玉・千葉・神奈川県内の指定する納品先）
- (4) スケジュール管理
- (5) (1)～(4)のほか、「自動車税等解説リーフレット（マイカーと税金）仕様書」のとおり

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から本審査完了までの間に、神奈川県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) その他業務を適切に遂行できる体制を有していること。

6 応募方法

- (1) 提出期限
令和 6 年 1 1 月 2 9 日(金)午後 5 時まで(必着) 郵送又は持参すること。
- (2) 提出書類
次の①及び②は各 3 部、③及び④は各 1 部提出すること。各部数の提出がない場合は、当該コンペティションの対象から除外する。

① デザイン案
デザイン（色合いを含む。）がはっきりわかる見本を提出すること。
なお、見本は実物大で提出すること。

- ② 企画書（デザイン案 1 点ごとに作成）
デザインのねらい、工夫した箇所等を 70 字程度にまとめたもの。
- ③ 見積書（デザイン案 1 点ごとに作成）
記載例を参考に、1 部当たりの単価並びに消費税及び地方消費税額を各
県ごとに記載すること。
- ④ 業務を適切に遂行するための組織体制図（担当者、役割分担、意思決
定体制等）

(3) 提出先

神奈川県総務局財政部税制企画課（本庁舎 4 階）
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

7 選考方法

- (1) 提出されたデザイン案が 10 点を超えた場合は、幹事県である神奈川県
が見積書の金額が低い順に 10 位までのデザイン案を選出する。
 - (2) 埼玉県・千葉県・神奈川県の各県で予備審査を行った上で、三県税務連
絡協議会広報部会で本審査を行い、協議の上、1 点を決定する。
- ※ なお、全体のデザインに影響のない範囲内での若干のデザインの修正を
条件に決定する場合がある。

8 審査基準

次に掲げる各項目に加え、金額も審査の対象とする。

- ア 表紙のアピール度は高いか。
- イ 平置き又はラック置きするとき、目立つものとなっているか。
- ウ 幅広い層に受け入れられる作品か。
- エ レイアウトや色使いにより、読みやすいものとなっているか。
- オ 色使いはカラーバリエーションに配慮したものとなっているか。
- カ 親しみやすさがあり、明るいイメージがあるか。
- キ 男女共同参画社会にふさわしい表現になっているか。

9 結果発表

選考結果については、応募者全員に令和 7 年 1 月 31 日（金）までに連絡す
る。

また、7 (1)によりデザイン案を選出した場合は、その結果を応募者全員に
令和 6 年 12 月 16 日（月）までに連絡する。

10 提案の無効に関する事項

次の事項のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先にデザイン案等を提出しないとき。
- (3) 見積金額が仕様書にある予算額を超えているとき。
- (4) 本要領に適合しない書類を作成し、提出したとき。
- (5) 虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- (6) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (7) 見積書の金額の誤脱、認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し又は侵害するおそれがあると認められるとき。
- (9) (1)～(8)に掲げるもののほか、提出書類の記載不備により神奈川県総務局財政部税制企画課が無効であると判断したとき。

11 契約

7により採用を決定したデザイン案を提出した者は神奈川県と協議を行った上で、各県と個別に契約する。

なお、上記の協議が調わない場合は、次に評価の高いデザイン案を提出した者と協議の上、契約することとする。

12 注意事項

- (1) デザイン案作成の費用は、全額応募者の負担とする。
- (2) 提案件数は1者につき2案までとする。
- (3) 提出された書類等は返還しない。
- (4) 提出された書類等は埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)及び神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類は必要に応じて複写する。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 採用されたデザインについては、増刷などの必要が生じた場合、適宜対応する。
- (8) 著作権は、埼玉県・千葉県・神奈川県に属するものとする。
- (9) 採用の決定の通知を受けた者は、速やかにスケジュールを作成し、神奈川県に提出する。

13 問い合わせ先

神奈川県総務局財政部税制企画課 企画グループ 中村
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL : 045-210-2308 (直通)
FAX : 045-210-8806
E-mail : zeikikaku.chousa.v84m@pref.kanagawa.lg.jp